小作爭議調査表

No. 54

（日新事務第九六号）

（昭和八年七月分）

項目	内容
場所	福岡市西新町ワクムタ一、四六九
關係人員	地主 樋口隆次 小作人 松永晋次郎
地主關係團体	ナシ
原因	前小作人鳥飼亀三郎は本年三月地主の請求に依り無條件にて土地返還を承諾したる処西新町小作人組合は無條件返還は悪例を残すものとして論議しつゝあったか同組合員松永晋次郎は自己か小作継続することゝし地主の立毛差押札を撤し稲苗の植付をしたるに因る。
發生	昭和八年七月二日
終熄	昭和〃年〃月五日
關係地種類面積	田 九段四歩
小作人關係團体	西新町小作人組合
要求事項	一、土地返還要求
經過	地主は前小作人鳥飼亀三郎を介し小作人に土地返還を要求中の処本月五日迄の紛糾下記條件にて解決す
結果	一、目下植付の稲作收穫を俟って無條件土地返還し、小作米は四斗入玄米二俵と決定

財團法人 協調會福岡出張所

六、中立人は相手方十数に対する本件土地を松尾孝吉に小作せしむること

七、松尾孝吉は昭和八年度小作料の内三斗七升九合の額を差引たる額は相手方十数孝吉に渡すこと

八、右三斗七升九合は十数に於て從来二（表半白）納入し毎年五升入合支過過納せしめに付其事類を中立人か返

戻をするものとす、

九、小作期間中相手方の耕作に依する天災地変其他不可抗力に因り減收ありたる場合割引要求をせんとする時は相手方は鎌入前中立人に立会を求め双方実地に立会之上割引数の限定をなすこと無断鎌入は割引要求を得ず

十、其他相手方より立会申込ありし時は中立人に於て理由なくして之に応ぜざる時は此の限りに非ず

十一、相手方に於て正当の理由なく右毎年度小作料を期間迄に納入せざる場合又は小作地を無断転貸し又は作物殷壊したる場合は前契約本件土地を中立人に返還すること